



【速報】6 月 13 日に年金制度改正法が成立 ～今押さえておきたいポイント～

今回の年金制度改正は、企業規模に関係なく多くの企業に影響があります。だからこそ、“今” 押さえておきたいポイントをまとめました。

《今回の記事は、面川が担当しました。》

【企業規模要件は段階的に廃止され、賃金要件が撤廃されます】

■週 20 時間以上働けば、勤め先にかかわらず社会保険に加入するようになります



加入要件がシンプルになりました

＜企業規模要件の段階的な廃止＞

2035 年 10 月以降はすべての企業が対象になります。

企業規模（常勤の従業員数で判断）	実施時期
50人超 約 107 万	2024年10月
35人超 約 10万人	2027年10月
20人超 約 15万人	2029年10月
10人超 約 20万人	2032年10月
10人以下 約 25万人	2035年10月

現在
今回改正

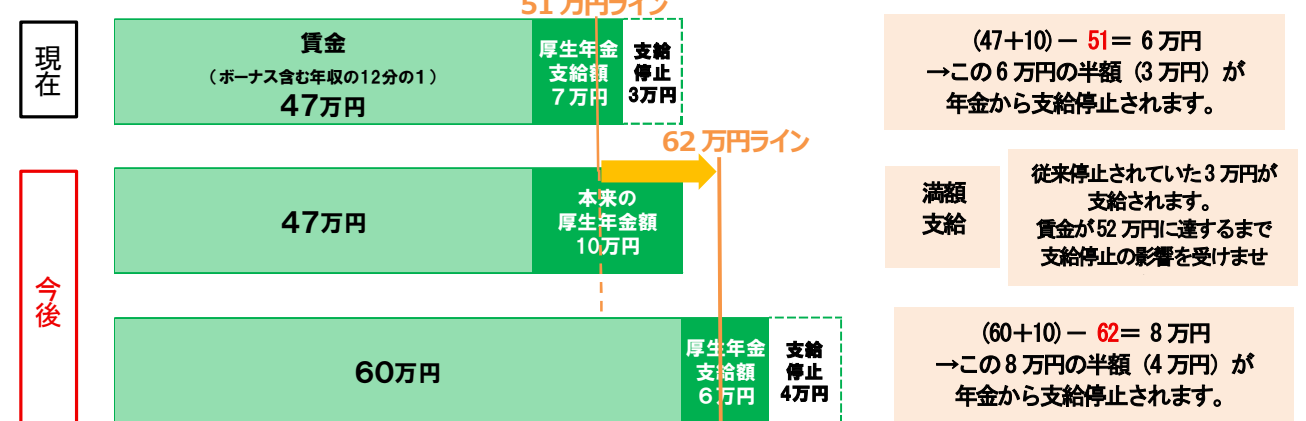
＜賃金要件の撤廃＞

- 現在：従業員 51 人以上の企業で週 20 時間以上働く場合、賃金が月額 8.8 万円（年収 106 万円相当）以上が加入要件
- 今後：月額 8.8 万円以上の加入要件は、法律の公布から 3 年以内に撤廃されます。

【働くとなんが調整される？基準額が 62 万円に引き上げ】

年金を受給しながら働いている方については、収入が一定額を超えると年金が一部減額または全額停止される仕組み（在職老齢年金）があります。この減額が始まる「基準額」が、2026 年 4 月より現在の月 51 万円から「月 62 万円」へ引き上げられます。

＜計算例：いずれも厚生年金 10 万円の場合＞



【就業調整を減らすための新たな保険料の支援制度】

■2026 年 10 月から 3 年間、特例的・時限的な措置として保険料の事業主・労働者間の負担割合を見直すことができる制度が実施されます。

社会保険料の計算に使われる給与額（標準報酬月額）が月 13.4 万円未満の短時間労働者が対象です。

具体的には

年収106万円 (月収8.8万円) の場合	本来	支援策を使うと
負担割合 (労働者：使用者)	50 : 50	25 : 75
本人負担額	12,452円	6,226円
事業主負担分	12,452円	12,452円 +6,226円

会社が申請することで、会社が
多く支払った分は、国などが
その全額を支援します
(最大 3 年、3 年目は軽減割
合を半減)

この支援で社会保険料の負担が軽減されても、将来もらえる年金額が減ることはありません。

実質「手取りが減る」不安をやわらげる仕組みとして活用できます。

【給与が高くと、保険料も高くなる？厚生年金保険料の上限が引き上げられます】

■標準報酬月額の上限が 2027 年 9 月から 3 年間で段階的に 75 万円まで引き上げられます

毎月の給与などが65万円以上の方の保険料と年金額の増加額（1 年分）

標準報酬月額の上限	保険料の増加 (本人負担分)	年金額の増加
68万円に改正した場合	3.3万円/年	3.7万円/年（終身）
71万円に改正した場合	6.6万円/年	7.3万円/年（終身）
75万円に改正した場合	11.0万円/年	12.2万円/年（終身）

現在：上限 月 65 万円

今後：上限 月 75 万円

※同じ保険料で 20 年間加入した場合
のおおよその金額です

対象となるのは毎月受け取る給与などが 66 万 5000 円以上の方です。

賞与（ボーナス）を支給される際は、必ず当事務所まで連絡をお願いいたします。
支給がない場合でも、「支給なし」のご一報をお願いいたします。

【本人負担分の保険料率】 ※協会けんぽ以外の会社様は別途ご確認ください

健康保険 4.88% (埼玉)、4.955% (東京)、4.835% (茨城)、4.885% (群馬)、4.96% (神奈川)

介護保険 0.795% (40 歳以上 65 歳未満の方)

厚生年金 9.15%

雇用保険 一般の事業 0.55%、建設業 0.65%

賞与にかかる社会保険料は、支給額の千円未満を切り捨てた額に料率をかけて計算します。

雇用保険料は実際の支給額に料率をかけて計算します。